

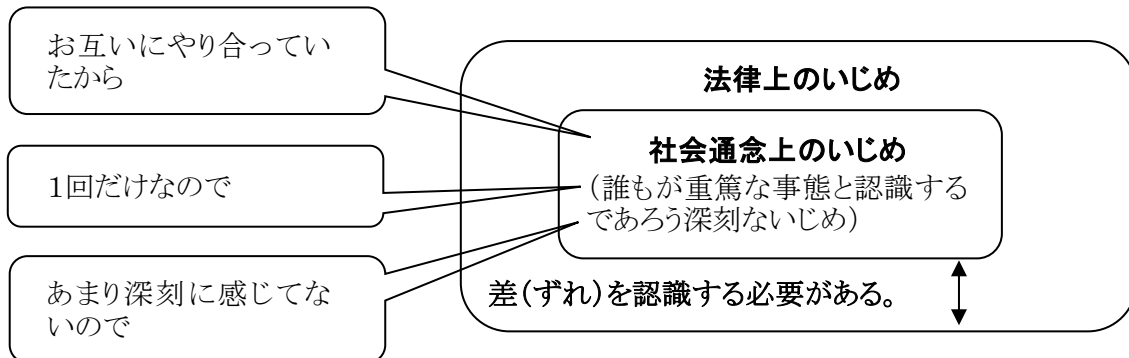
# 千種小学校いじめ防止基本方針

岡山市立千種小学校

## 1 いじめ問題への対策の方針

### ■ いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット（以下「ネット」という。）を通じて行われるものを含む。）であって、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法の定義）



なお、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的なものに留まらず、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、いじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈し、安易に判断することのないようにするため、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察したり、周囲の状況に惑わされることなく事実を客観的に確認したりするなどして、次のような児童生徒の心理や特性に留意しながら、いじめの有無を確認する必要がある。

〈周囲の状況から客観的にいじめの有無の確認が必要な例〉

- ア 自分がいじめられているということを保護者や友達に知られたくないという意識から、被害児童生徒本人がいじめられていることを認めない場合
- イ 加害の児童生徒への恐怖心や、仲間はずれにされるのではないかと不安から、被害児童生徒本人がいじめられていることを認めない場合
- ウ 障害のある児童生徒が、その障害の特性により、加害・被害の自覚が薄い場合やいじめられていることが認識できない場合

いじめに該当すると判断した場合は、加害行為を行った児童生徒に対して、その悪質性を理解させ、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

また、障害のある児童生徒に対しては、教職員が障害の特性を十分に理解した上で適切な指導・支援を行うことが必要である。

## 2 いじめ問題への対策に関する基本的な考え方

### ■ いじめを防止するために

- ① 教育活動全体を通じ、「いじめは、人権を侵害する決して許されない行為である」ことの認識を児童がもつように指導する。
- ② 児童が周囲の友達や教職員と信頼できる関係の中で、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
- ③ 道徳や学級指導の時間などを通して、一人一人がかけがいのない存在であることの認識を持ったり、お互いを尊重し合える態度を養ったりするように指導を行う。
- ④ 落ち着いた学習や学級活動の基礎となる学習規律や生活規律を指導する。
- ⑤ 分かる授業、楽しい授業づくりに努める。

■ いじめを早期発見するために

- ① 児童の些細な変化に気づくように、児童の様子に目を配るようにする。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい環境を整える。
- ③ 保健室での様子を聞くなど、意識的に児童の様子を知るようにする。
- ④ 問題行動や指導上必要な情報については、生徒指導委員会などで報告して共有する。
- ⑤ 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知するようにする。

■ 年間計画

| 1学期                       |                                    |        |   | 夏休み  | 2学期 |
|---------------------------|------------------------------------|--------|---|------|-----|
| 4                         | 5                                  | 6      | 7 | 7・8  | 9   |
| 年間取組の確認<br>個別支援計画<br>引き継ぎ | 教育相談<br>アンケート<br>(いじめ項目含む)<br>教育相談 | ASSESS |   | 個別懇談 |     |
| ← 生徒指導委員会                 |                                    |        |   |      |     |

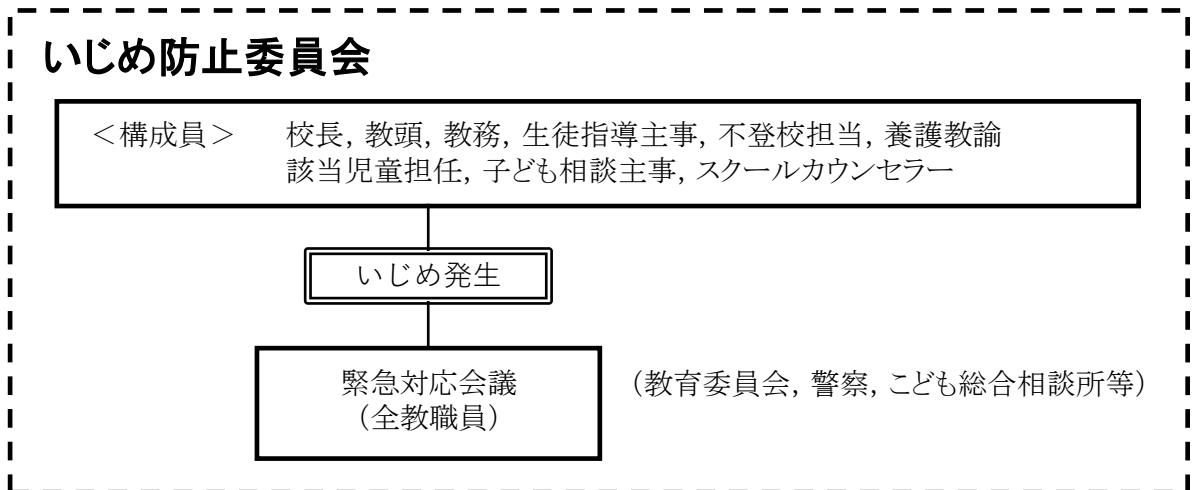
  

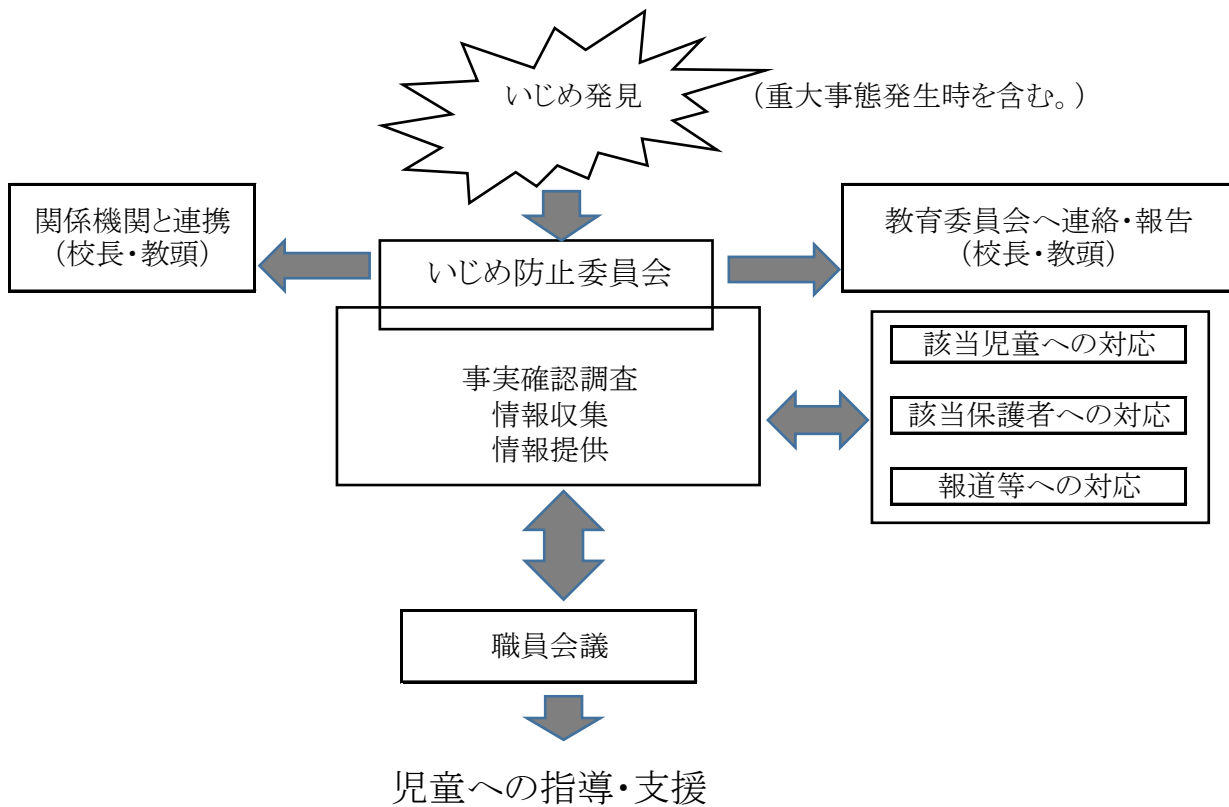
| 2学期    |                                 |             | 3学期       |        |   |
|--------|---------------------------------|-------------|-----------|--------|---|
| 10     | 11                              | 12          | 1         | 2      | 3 |
| ASSESS | 教育総合調査<br>教育相談<br>アンケート<br>教育相談 | 千種小<br>人権週間 |           | ASSESS |   |
|        |                                 |             | 生徒指導委員会 → |        |   |

※ 生徒指導委員会は、一年を通じて毎月行う。

■ いじめ問題に取り組む校内体制

いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために、「いじめ防止委員会」を設置し、学校全体でいじめ対策を行うこととする。





■ いじめへの対処(重大事態発生時を含む。)

- ① いじめの問題が起こった場合、まず担任に伝える。
- ② 担任が速やかに事実をつかみ、生徒指導主事、教務主任、教頭に詳しく伝える。
- ③ 「いじめ防止委員会」を招集し、協議・対応をする。
- ④ 職員終礼や連絡会等で全職員に伝え、共通理解を図る。
  - 児童への指導を行う。
  - 保護者と連携する。

※ 重大事態とは

- いじめにより児童が自殺を企図した場合
- いじめにより身体に重大な傷害を負った場合
- いじめにより金品等に重大な被害を被った場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- 保護者から「いじめられて重大事態に至った」と申し立てがあった場合